

知床世界自然遺産候補地科学委員会の位置づけと枠組み

I. 世界遺産条約の概要

1. 条約の概要

- ・正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・目的：顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する。
- ・採 択：1972年（我が国は1992年に締結）
- ・締約国数：176ヶ国（日本、米国、イギリス、フランス、中国など）
- ・事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

2. 世界遺産の3つのカテゴリー

カテゴリー	対 象	登録件数
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物、遺跡等を対象 (例)：姫路城（日本）、法隆寺地域の仏教建造物（日本）、アンコール（カンボジア王国）、万里の長城（中華人民共和国）、メンフィスとその墓地遺跡ーギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯（エジプト・アラブ共和国）など	582
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象 (例)：白神山地（日本）、屋久島（日本）、カナディアン・ロッキー山脈公園（カナダ）、ガラパゴス諸島（エクアドル）、キリマンジャロ国立公園（タンザニア連合共和国）、グランド・キャニオン国立公園（アメリカ）、グレート・バリア・リーフ（オーストラリア）など	149
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象 (例)：ウルル・カタジュタ国立公園（オーストラリア）、黄山（中国）、マチュ・ピチュの歴史保護区（ペルー共和国）など	23
(合 計)		754

3. 世界自然遺産の登録基準

以下のクライテリア（評価基準）の1つ以上（但し、(iii)を含む場合は2つ以上）に適合する世界的に見て類まれな価値を有し、かつ、次の条件を満たすこと。

- ① 評価される価値に関し、既登録の類似の自然遺産等と比較して、評価される価値の優位性・独自性が明らかであり、十分な規模と必要な要素を持っていること
- ② 法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること

【遺産価値のクライテリア】

(i) 地形・地質

過去の生命の歴史や地球の歴史の証拠となるような、重要な地形・地質等がよくあらわれている地域（例：グランド・キャニオン国立公園）

(ii) 生態系

現在も進行中の生物の進化や生物群集の見本となるような、極めて特徴のある生態系を有する地域（例：白神山地）

(iii) 自然景観

ひときわすぐれた自然美をもった自然現象や景観を有する地域
（例：キリマンジャロ国立公園）

(iv) 生物多様性

絶滅危惧種の生息地や、生物多様性の保全上最も重要な生物が生息・生育する地域
（例：ガラパゴス諸島）

4. 我が国の世界遺産

【自然遺産（計2地域）】

・屋久島（平成5年12月）

世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や希少種を含む生物相を有するとともに、植生の典型的な垂直分布がみられるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有する。

・白神山地（平成5年12月）

原生的な状態で残存するブナ林は、動植物相の多様性で世界的にも特異な森林であり、生態学的に進行中のプロセスを示す顕著な見本である。

【文化遺産（計9地域）】

・姫路城（平成5年12月）

・法隆寺地域の仏教建造物（平成5年12月）

・古都京都の文化財（平成6年12月）

・白川郷・五箇山の合掌造り集落（平成7年12月）

・原爆ドーム（平成8年12月）

・厳島神社（平成8年12月）

・古都奈良の文化財（平成10年12月）

・日光の社寺（平成11年12月）

・琉球王国のグスク及び関連遺産群（平成12年12月）

※ このほか、「紀伊山地の霊場と参詣道」を、現在、文化遺産として推薦中であり、平成16年6月の世界遺産委員会において登録の可否が決定される予定。

II. 「知床」の世界自然遺産への推薦について

1. 遺産名：知 床 (Shiretoko)

2. 所在地：ほっかいどうしかりぐんしかりちょう北海道斜里郡斜里町及びめなしぐんらうすちょう目梨郡羅臼町

オホーツク海と根室海峡に接した北海道北東部の知床半島に位置し、半島中央部には最高峰の羅臼岳（標高 1,661m）をはじめとする標高 1,500mを超える火山群（知床連山）が縦走している。

3. 推薦区域等

(1) 推薦区域

推薦地は、国内法等に基づく以下の地域から構成される。

- ・おんねべつだけげんせいしぜんかんきょうほぜんちいき遠音別岳原生自然環境保全地域（自然環境保全法）
- ・知床国立公園（自然公園法）
- ・知床森林生態系保護地域（国有林野管理経営規程）
- ・国指定知床鳥獣保護区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

(2) 面積*

核心地域：34,000ha

緩衝地域：22,100ha（海域：7,400haを含む）

合計：56,100ha

* 現在、知床森林生態系保護地域の拡張に向けた手続きを進めているところであり、上記面積には拡張見込み地が含まれている。

4. 共同推薦省庁

環境省、林野庁及び文化庁

5. 概要

季節海氷域の特徴を反映した海洋生態系は、陸上生態系と連続することによって複合生態系を形成しており、推薦地はその仕組みを示す顕著な見本である。海氷がもたらす栄養分によってアイス・アルジー（氷に付着した藻類）などの植物プランクトンが大量に増殖し、それを出発点とする食物連鎖は海―川―森の各生態系にわたるダイナミックな食物連鎖網を形成している。

季節海氷域としては世界で最も低緯度に位置する知床半島では、アイス・アルジーの大増殖や融氷に伴う植物プランクトンの大増殖が周辺海域に先駆けて

起こり、これが海生生物の餌条件や生活史の一部を支えている。融氷期の豊富な餌資源を利用して育ったサケ・マス類などの魚類は、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシなどの希少鳥類や、ヒグマの重要な餌資源として陸上生態系を支えている。また、海岸から約1,600mの山頂部までの間には、人手の入っていない多様な植生が連続して存在しており、豊富な餌資源と多様な環境を背景として、ヒグマは世界的にも高密度で生息している。

さらに、知床は、北方系と南方系の両系の種が混在するなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種構成、分布がみられるほか、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシなどの国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地となっており、これらの種の存続に不可欠な地域となっている。

海氷や紅葉など、四季の変化に富む原生的な景観は優れた自然美を有する。また、波浪に加え、海氷の浸食作用等を受けて形成された海食崖は100m以上の高さ及び、太古から現在までの壮大な時間の流れの中で形成された類い希な自然美を有する。知床連山の硫黄山^{いおうざん}は高純度の溶融硫黄を大量噴出することで世界的にも有名であり、現在も噴気・熱水活動や温泉等の自然現象がみられる。河川を遡上するサケ・マスの群れやそれを捕食するヒグマの様子など、野生生物の営みを観察できることも推薦地の自然景観の魅力である。

6. 世界自然遺産としての価値

クライテリア（評価基準）との関係

クライテリア（ii）：生態系

世界で最も低緯度に位置する季節海氷域の特徴を反映した海洋生態系は、陸上生態系と連続することによって複合生態系を形成しており、知床はその仕組みを示す顕著な見本である。

クライテリア（iii）：自然景観

海氷や紅葉など、四季の変化に富む原生的な景観は優れた自然美を有する。また、硫黄山^{いおうざん}は大量の溶融硫黄を噴出する希少な火山である。

クライテリア（iv）：生物多様性

知床は北方系と南方系の種が混在するなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種構成、分布がみられる。また、シマフクロウやオオワシ、オジロワシなどの国際的希少種を保全する上で重要な生息地となっている。

Ⅲ. 管理計画の策定について

1. これまでの経緯

平成15年10月27日	第1回知床世界遺産候補地地域連絡会議 管理計画(素案)の検討
11月5日	第2回知床世界遺産候補地地域連絡会議 管理計画(案)の検討
11月7日	管理計画(案)に関する一般からの意見募集開始
11月12日	地元説明会(斜里町)
11月13日	地元説明会(羅臼町)
11月27日	意見募集〆切
12月5日	第3回知床世界遺産候補地地域連絡会議 管理計画(案)の修正
12月15日	第4回知床世界遺産候補地地域連絡会議 管理計画(案)のとりまとめ
平成16年1月	知床に係る保護制度を所管する環境省、林野庁、文化庁 及び北海道により正式決定
7月7日	第5回知床世界遺産候補地地域連絡会議

2. 管理計画の概要

(1) 目的

- ・極めて多様かつ特異な価値を有する知床の自然環境を将来にわたり適正に保全管理していくことを目的に策定。
- ・知床の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関、地元自治体、並びに関係機関・団体等が相互に緊密な連携を図ることにより、知床を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにする。

(2) 管理の枠組み

- ・既存の各種制度を適正に運用し、陸域と海域の一体的な管理を行う。
- ・各種制度を所管する行政機関や地元自治体、その他の関係機関による緊密な連携と地域住民や関係団体の幅広い参加・協力により、効果的な管理を推進する。

(3) 管理の基本方針

① 原始性の保持

- ・知床の有する原始性を次の世代に継承できるよう、細心の注意を払う。

② 陸域及び海域の統合的管理

- ・陸域と海域の生態系の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査に基づき原因の分析と環境の回復に向けた対策を検討し、実施する。
- ・関係機関、関係団体、研究者等との連携、協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、調査研究・モニタリングを担う人材の育成や確保を図る。

③核心地域、緩衝地域

- ・核心地域では、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とする。
- ・緩衝地域では、必要に応じ一定の行為を規制し、特に核心地域へ影響を及ぼす行為を厳正に規制する。

④一次産業との両立

- ・水産業については、知床に生息する野生動物との共存を図る。
- ・国有林では木材生産を目的とする森林施業は行われていない。ごく一部が含まれる民有林では原生的な自然景観に配慮しながら計画的な間伐など森林管理のための施業を行う。

⑤自然の適正な利用

- ・観光、自然探勝、釣り等の利用は、自然環境に支障を及ぼすことがないように適正に行うこととし、必要に応じ、一定の制限やルールを設けることにより、原生的な自然環境の保全と地域の主要産業である観光との両立を図る。
- ・自然を大切にしながら地域の発展を図るエコツーリズムのあり方についても検討を深める。

(4) 管理の方策

- ・陸域の生態系及び自然景観の保全
(野生動植物の保護管理、自然景観の保全、河川環境の保全、外来種への対応)
- ・海域の保全
(水産資源の管理、海棲哺乳類・海鳥の保護、海洋油汚染対策等)
- ・自然の適正な利用
(知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール(「知床ルール」)作り、自然解説者の育成、情報提供・普及啓発等)
- ・保全管理事業の実施
(関係行政機関等による巡視、植生復元、外来種の除去等の保全管理事業等の実施)
- ・調査研究・モニタリング
(野生動植物、自然景観、外来種、海洋生態系等、利用状況に関する調査研究及びモニタリングの実施、GISを用いたデータベースの構築)

(5) 計画の実施等

- ・自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図っていくため、専門家による委員会を設置して科学的な立場からの助言を得るものとし、地域連絡会議との密接な連携体制を確立する。
- ・自然環境の管理に関する細部にわたる取扱いや個別の課題についての対応等については、地域住民や関係団体、専門家からの意見や提案を幅広く聴くとともに、地域連絡会議において合意形成を図りながら、モニタリング結果等を踏まえ検討を行い、適正な管理を推進する。
- ・地域の市民活動を担う団体との協働関係を築くとともに、地域ぐるみの活動を展開していく。
- ・管理計画は自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

平成16年度 知床関連機関の構成 (案)

※ 一部機関の名称は仮称

※ 将来的には「世界遺産」を軸として、できるだけ検討の枠組みを整理

